

都市の定義について

——歴史地理学からのアプローチ

The definition of city: a view from historical geography

王 妙 発
Wang, Miaofa

ABSTRACT

“City” is a commonly used word, but its definition is hardly agreed upon. This paper primarily emphasizes that cities are naturally a concept of geography, and should be identified by population composition and settlement function. The paper defines a city as the settlement of a mostly non-migrating population with two or more non-seasonal functions, one or more of which must be a function of geographical location. Based on the definition, the paper provides some case studies of historical geography in which the settlements are judged on whether they qualify as cities or not.

(一) 前 言

「都市」とはよく使われている言葉である。しかし「都市」の定義については一致した内容があるとは言い難い。研究者が都市であるかどうかを判断する基準は、普通、次ぎのようなものによると考えられる。一つは歴史上における起源によるものと、もう一つは、すべての時代（現代も含む）において、集落の中で、都市と非都市との区分によるというものである。しかしそれぞれの研究者の用いる基準は、比較的単純なものもあれば、比較的複雑なものもあり、実に多くの基準がつくり出されているのである。

事実、ほとんどの地理学者は、都市及びその判断基準に言及する時、程度がそれそれだが、いずれも戸惑いを感じ、その判断の難さを認めているのである。こ

のためか専門の辞書も含む一部の著作は、全然この定義に触れないか、あるいははっきりとした解説を避けている。

本稿は歴史地理学の立場から「都市」の定義について、若干の検討を行いたいと思う。

「都市」の本質は、地理学的な概念だと筆者はまず指摘したい。都市定義の判断基準は住民の職業構成による集落の機能であると考える。また、時代・地域によってこの基準の中身も変わると思われるが、地理学的な概念という本質は変わらないと強調したい。

なお、本稿で引用する資料・文献及び研究などは中国に関係するものが多い。中国の歴史上における都市及びその起源についての研究に着手する際、都市の定義問題について、もっと詳しく検討する必要があるのではないかと気づいたためである。本稿では中国の歴史地理学に関する資料を多く用いて検討するが、追い求めているのは普遍的な「都市」の定義であると、断っておきたい。

日本語の「都市」に相当する英語は「city」であり、現代中国語では「城市」という表現である。筆者が思うには、現代中国語の「城市」という言葉は、実は不適当である。「城」とは、もともと城壁およびそれに囲まれた土地であり、「市」とは商業（交換・流通）が集まるところを指す。中国の歴史上、人が集まり、商業が繁栄する都会は、大体城壁で囲まれるので、「城市」という言い方は早くから用いられてきた。それは近代まで使われつづけ、現代中国語にもなった。普通ならば、言葉の意味が乱れない限り、日常生活においては、なんの支障もないはずだが、概念の正確さが要求される学術研究、特に都市史及び都市の起源について研究する際、この言葉は研究者（筆者も含む）の注意を容易にその「城壁」だけに集中させてしまうのである。このため、筆者はかつて数回にわたり、地理学界から「城市」という言葉を使わずに、代わりに「都市」という言葉を用いるように提案した。⁽¹⁾「都市」という言葉は、人が集まって居住し、多くの集落機能が集中し、社会生活の中枢である「都會」の意味を客観的に強調している。これはまさに地理学における「都市」の概念に当てはまるのである。実は、「都

市」という言葉は長い歴史を有しており、近代以来、「城市」よりもっと一般的に使われてきた。これは中国の二十世紀前半の出版物にすこし目を通せば分かることである。

(二) 都市の基準及び理論研究

一、 様ざまな基準及び研究理論

(1)

現代社会では、各国の政府が必要に応じ、行政の手段（法的形式）で都市の基準を決める。

アメリカでは、国勢調査当局は人口 2,500 人以上の「地区」(municipality) を全て「都市」(city) とする。⁽²⁾ フランス、ドイツはかつてこの数字を 2,000 に定め、イタリアでは 6,000 であった。⁽³⁾ 日本では、「地方自治法」によれば、一般に「市」として認められるのは、以下の四つの条件を満たさなければならない。1、住民の数（初めは 3 万人以上でしたが、後に 5 万人以上と変更される）。2、六割以上の世代が中心市街地に集中する。3、六割以上の人口が「都市的職業」（つまり非季節的職業）に従事する。4、都市にふさわしい（都市的）施設がある。中国でも、都市（「城鎮」）には行政の基準があり、「国家行政区画によって設立された直轄市、小都市、及び鎮（町）の置かれていない県庁のある町などを指す（注：中国の県は省・直轄市・自治区より下の第二級行政区である）。また、独立した工業団地や鉱山区及び都市型居住地区もそれに属する」という。その上、極めて具体的な規定がある。「甲、市人民委員会（政府）が設置される地区、及び県（旗）以上の人民委員会（政府）の所在地である。乙、居住人口は 2,000 人以上

✓(1) 拙稿「關於“都市”（城市）概念的地理学定義考察」、『歴史地理』第 10 輯、上海人民出版社 1992 年、

拙稿「略論似城聚落」、『地理科学』第 12 卷 1 期、科学出版社 1992 年。

(2) 『Encyclopedia Americana』: City。

(3) 三野与吉監修、工藤暢須編『人文地理学辞典』P. 395 による、東京堂 1957 年。

(4) 法務大臣官房司法法制調査部編『現行日本法規』による。

(5) 『人民日報』1984 年 3 月 4 日第 5 面。

で、住民の50%以上は非農業人口である。」その基準は、更に都市（「城市」）と町（「集鎮」）に細分されている。「常住人口が2万人以上で、県以上の人民委員会（政府）の所在地及び商工業地区も都市（「城市」）として認める。その他の地区はすべて町（「集鎮」）とする」。⁽⁶⁾

上述の各国の規定は、行政の都合により「勝手」な部分があるものの、かなりの程度では地理学的な根拠を有すると思われる。つまり、その強調する基準が主に人口と集落の機能という二つのものである。

(2)

しかし歴史上の都市を見る場合は、状況が複雑になってくる。中国では、比較的注意を引かれるのは城壁であり、城壁があれば都市と見なす研究者が多い。だが、実のところ、城壁で囲まれたのは確かにほとんど都市であるが、囲まれても都市ではない、または城壁はないが都市であるというようなケースも見られる。中国の歴史上、城壁を造るのは主に各王朝（政権）の命令によるものであるが、各王朝の城壁を造る基準は実は一致していない。歴史上の面積も人口もまちまちな城壁を前にして、はたしてどのような基準をもって、都市であるかないかを判断するのだろうか。歴史学者と地理学者はそれぞれの角度から、この判断基準を考えてきたが、その研究の大半は結局都市の起源問題に集中してしまう。ここで、入手した資料を元に、少し分析をしてみよう。

① 城壁の有無は最も注目される基準で、この基準のもとで都市を論ずる研究は実に多い。⁽⁷⁾しかし城壁さえあれば、それは必ず都市だと言えるのであろう

(6) 『國務院關於城鄉劃分標準的規定』、1955年11月7日（中国）國務院第20回全体会議で可決。

(7) 次の論文を参照：

黃以柱「河南城鎮歷史地理初探」、『史學月刊』1981年1期、

傅築夫『中國經濟史論叢』、三聯書店1979年、

傅築夫『中國封建社會經濟史』、人民出版社1981年、

曹桂岑「論龍山文化古城的社會性質」、『中國考古學會第5回年会論文集』（1985）、文物出版社1988年。

か。城壁の役割はもともと防御のためだとすれば、高くそびえる城壁は深く掘られる環濠と同じような機能を持つはずである。では環濠で囲まれた集落は都市であろうか。例えば、西安の半坡遺跡及び臨潼県の姜寨遺跡は、共に深い環濠に囲まれる新石器時代の遺跡である。しかしそれを都市と称する人は恐らく一人もいないだろう。日本では吉野ヶ里の弥生時代の環濠集落も同じ例であって、都市と称することは恐らくできないだろう。一方、新石器時代末期の河南省登封県の王城岡遺跡に、一回り 100 メートル位の城壁が確かにあったのだが、これははたして都市であろうか。⁽⁸⁾ 逆に、河南省安陽市にある商代（殷代）末期の王都遺跡の「殷墟」においては、未だに城壁が見つけられていないが、都市と見なせないと言えるのか。歴代の政権がある所に城壁をつくらせる時、おおよそ、その集落は都市の主な機能を既に備えていた。もしもその地は城壁がつくられた後で次第に繁栄し始めるのであれば、その都市機能の形成は主に城壁のためではなく、何かほかの原因のためであると思われる。さらに次のようなケースも考えられる。政権側がある場所を選んで「治所」を設置し、そこに城壁を巡らしたが、この地では行政あるいは軍事機能のほかに、他の都市機能はいつまでも全く形成されない。歴史上の大量な軍事拠点、そして魏晋時期の塙壁には、いずれも城壁があつたが、都市と見なすには無理があるだろう。事実、世界史的に見ても、一部の初期都市に城壁がないのはよくあることで、城壁の有無を都市の判断基準とすることに無理がある。

② 城壁を都市と同一視するため、エンゲルスのある有名な論述もしばしば引用される（「新たに築城工事を施した都市のまわりの威嚇的な塙壁は、いわれなく屹立しているわけではない。塙壁の濠には氏族制度の墓穴が口をあけ、塙壁のやぐらはすでに文明時代にはいってそのなかにそびえているのである」）。これを根拠に、多くの中国の研究者は都市の出現を文明時代、国家（政府）の出

(8) 河南省文物研究所・中国歴史博物館考古部「登封王城岡遺址の發掘」、『文物』1983年3期。

(9) エンゲルス『家族・私有財産・國家の起源』、日本語訳は土屋保男訳新日本出版社1999年版P. 221による。

現と、まったく同時に発生する現象としてとらえる。このため、階級闘争、社会階層の出現、軍事的需要なども、直接あるいは間接に都市の判断基準になった。「都市の発生と国家の発生は同一の根源にあった」とか、「都市とは国家と同義語である」とか、「それは階級社会の出現につれて現れたのだ」とか、「城壁とはもともと、ただ防御と守衛のためであった。……社会が各階級に分裂した後……このような防御と守衛の需要がはじめて生じてくるのである」とか、「都市の出現は、すべて階級闘争の結果であり、このため、階級社会が現れた時期、具体的に、奴隸占有制度が形成された時期は、即ち都市が現れた時期である」という。しかし防御一つを取ってみれば分かるように、野獣の防御はさて置いて（このような需要は最初から人類にあった）、敵を防御するケースだけを考えても、原始部落にはすでにこのような需要があった。モルガン（L. H. Morgan）はインディアンのイロクォイ部族を考察して次ぎのように指摘した。「理論上では、各種族は平和条約を締結せざる他のあらゆる種族と戦っていた」。また、部族における議事会（国家あるいは政府ではない）の権限の一つは、使者の受け入れと派遣、宣戦及び講和であると、エンゲルスも指摘した。このように、戦争や防御そして守衛（城壁あるいは溝）は必ずしも階級闘争と必然的な関連を持つとは限らないのである。

さて、政府（国家）と都市は、同時に現れるものだろうか、もしくはそれはまさしく同義語でもあるのか。事実はそうでもないようである。もちろん、城壁に（あるいは城壁なし）囲まれた一つの集落はもしも都市と称することができ

(10) 傅築夫『中国封建社会経済史』P. 74, 人民出版社 1981年。

(11) 承徳軍分区理論組, 中国歴史博物館雷從雲「試論中国古代城市出現和城鄉対立」, 『光明日報』1975年11月27日,

武伯倫『西安史述論』緒論部分, 陝西人民出版社 1978年。

(12), (13) 傅築夫「中国古代城市在国民経済中的地位与作用」, 『南開学報』1978年4-5期。

(14) 傅築夫『中国経済史論叢』P. 324, 三聯書店 1980年。

(15) モルガン（L. H. Morgan）『古代社会』P. 123, 荒畠寒村訳, 古明地書店昭和28年版。

中国語版摩爾根著『古代社会』P. 114, 商務印書館 1977年。

(16) 『馬克思恩格ス選集』第4巻 P. 88, 人民出版社 1972年,

エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』P. 125, 土屋保男訳, 新日本出版社 1999年版。

るのならば、そこには一種の管理機構が存在するはずである。この種の管理機構は成熟度がまちまちで、国家（政府）だとは限らない。というのは、どの発展段階にある人類の集落にも、ある種の「管理」が存在するはずだからである。先史時代における部落の議事会はその例である。しかしそれを国家あるいは政府と称するには、多くの特定な条件が必要である。最も重要なものを挙げれば、血縁によるのではなく、地区によって国民を区分すること、公共権力の設立、軍隊、警察、刑務所などの国家機関の形成などがそれである。都市の出現は間違いないなく国家の形成を速めたものの、それらとは直接な関係をもたないと思われる。言い換えれば、國家が形成する前に都市がすでに出現した可能性は十分あるのである。この点について、早くもモルガンが言及していたし、他の人も違う研究から同様な結論に達している。⁽¹⁷⁾

モルガンは『古代社会』において次ぎのように述べる。

「人類の進歩の線上を回顧すれば、……然るに上層状態に至れば、環状の堤岸に囲まれ、そして終ひには並列した石の壁を廻らした都市が、人類の経験にはじめて現れた。……都市はそれと共に、変化せる社会状態を作ることによって、政府の技術上に新要求をもたらした。行政官、裁判官、諸種の軍事及び市政上の官吏に対する必要が、公けの収入を要したる軍事的徴兵の募集、及び維持の方法と共に徐々にもち上がった。都市の生活と要求とは、酋長会議の職責と責任とを非常に増大し、そして恐らくはその支配能力を超ふる仕事を課した。……上層状態に至って三権、即ち酋長会議、人民会議、及び軍事指揮官となったことは、既に示したところである。然るに、文明時代の開始後は政府の権力の分化が更に進行した。」⁽¹⁸⁾

(17) 劉興唐「中国古代貿易之發展及都市之起源」、『文化批判』第2卷第6期、1935年5月。

(18) モルガン (L. H. Morgan) 『古代社会』P. 276-277、荒畠寒村訳、古明地書店昭和28年版、中国語版摩爾根著『古代社会』P. 257、商務印書館1977年。

要するに、先に都市があって、それから文明時代の国家（政権）が現れるということである。もちろん、モルガンがここで使った「都市」という言葉は概念上必ずしも正確とは限らないと思ってよいのだが、都市の出現は国家の出現とは、同時だと考えていなかつたと、確認できるであろう。

③ 「治所」（役所）が設置されているかどうか、つまり行政当局の承認を都市判断の基準とする説もある。この説は城壁を標識とする説と幾分似ているが、異なる部分もある。「中国の城壁は、古代から近代にかけて、都から郡県まで、すべて封建的支配階級の政府が……目的・計画を持って建設したものである」と、また「商工業の発達した所が（例えば「草市（村市場）」），州や県の役所所在地に昇格する例もしばしば見られる。しかしこれは政府のする事で、政府が城壁を建設し、「治所」を設置することによって、はじめて一つの商工業が発達したところを都市に改めることができ、政府のみがこのような権力を持っている」と傅築夫⁽¹⁹⁾がいう。彼のこの論点は、「中国の都市は（——ここでは「都市」という言葉が使われている——筆者）従来、国家行政の下にある」という梁啓超⁽²⁰⁾の考え方とも同じ意味合いを持っている。これらの説には、再考の余地があると筆者は思う。実際、中国の歴史において、「治所」が設置されるところにすべて城壁があった、あるいはすべての「治所」が商工業の盛んな場所であったとは限らないのである。

『元豊類編』卷十七「繁昌県興道記」に、次ぎのような記載がある。

「唐昭宗始以為県，県百四十余年無城垣，而濱大江，常編竹為障以自固。」
 （「唐の昭宗（888年～904年在位）のときに県となった。百四十余年余り城壁がなく、大川に隣接するので、常に竹を編んでバリアをつくって自衛する。」）

また、宋の欧阳脩の『欧阳文忠公集』卷三十九「夷陵県至喜堂記」にも次ぎ

(19) 傅築夫『中国經濟史論叢』P. 335-336, 三聯書店 1979年。

(20) 梁啓超『中国都市小史』, 『晨報』7周年増刊, 1925年12月1日。

のような記載がある。

「州居無郭郛，通衢不能容車馬，市無百貨之利。」（「(峽) 州は城郭がない。大通りは狭くて馬車が通れず，商業は発達していない。」）

ここに出た二ヶ所の「治所」は，いずれも城壁がなく，商工業もない例である。前も触れたように，行政の承認は往々にして，都市が既に形成したという事実より遅れてなされる。現代の例をとってみよう。中国では，1960 年に 197 個の行政市が置かれた。1983 年末には 289 個の行政市が置かれた。1989 年末，各レベルの「市」はすでに 447 個に達した。⁽²¹⁾前世紀九十年代以後は，行政「市」の設置が大変多くなり，統計をとりにくい混乱状態にまでなっている。増設されたこれらの「市」は，行政当局に認められる前に，大半はすでに都市としての機能を備えていた。一方，行政当局が時には慣例を無視して「市」の設置基準を変えたりする。たとえば重慶市は中国第四の直轄市（省レベル）に昇格された後，管轄区域が拡大し，中国最大の直轄市と称されるが，市長は「最大の直轄農村」と自嘲する。行政の昇格行為によって，重慶市側は将来の発展には優遇措置を受けることは確実であるが，すぐには北京や上海のような特大都市にならないだろう。都市形成の過程あるいは行政認定はまだ続いているし，歴史上にも同じようなことがあったであろうと思われる。要するに，もしも行政の承認をもつて都市判断の基準とすれば，一部の都市がこのような承認から遊離するのと同時に，また一部の都市として認められたものは完全な都市機能をもたない状況が生じてしまうに違いない。このため，このような判断法は厳密ではなく，地理学的基準でもないと思われる。

④ ある地域内の人団数（密度）を設定して基準とするのは，広く認められた都市判断の基準であろう。しかし具体的にどれくらいの人口・密度で都市と

(21) 数字は 1989 年までの資料によるものである。資料出所『中華人民共和国行政区劃簡冊』1961 年編-1990 年編，地図出版社/測繪出版社。

して認められるのだろうか。正確にこれに答えるのが難しい。抽象的に定めることができますが、具体的に定量するのが難しい。このため、「一定数量の人口」とか、「人口密度」とか、あるいは「一定面積を覆う人の群れと密集する家屋の結合体」とか、「大量の固定人口が確実な形を有する集落に集中する」とか、言い方がきわめて曖昧となるのである。定量化が難しいし、観察される対象から正確な情報を得られないことも常にある。言うまでもなく、人口はいかなる集落（都市を含む）にとっても基本要素ではあるが、「都市」と称するには、ほかになにか独自の特徴を持たねばならない。季節的産業（農業・牧蓄業・漁業など）を主要な機能とする集落は、収容できる人口の数はかなり限られている。また単一機能を持つ非季節的産業集落においても、定住できる人口に一定の限度がある。このため、圧倒的多数の住民が多様な非季節的産業に従事してはじめて、相当数の人口がある限定られた空間に居住することが可能になり、都市と称することができるのであろう。

⑤ 多くの研究者が社会経済、主に商工業の発達度を都市の基準として、都市の起源問題については、特に「市」というものの興起と繁盛に注目する。次ぎのような論点は代表的なものである。（都市の出現は）「交易の発達がしるしとなる」・「第二次社会的分業は都市の出現にきっかけを与えた」・「都市は最初、手工業者が周辺地区と製品を交換するための市場として現れたのである」。都市は「非農業的で、……第二次あるいは第三次産業に従事する人々の集まる場所である」。⁽²⁵⁾ さらに、農業の耕作技術の向上によって、それまでの土地交代は次第に品種交代に取って代われ、集落は移転する必要がなくなり、ここから都市が形成されたという。その典型な例として、「盤庚が都を殷に移した後は、あまり移転しなくなり、そこで都市が発展しはじめた」と、殷墟を取り上げる。⁽²⁶⁾ 一部の論者は商工業の存在を都市判断のほぼ唯一の尺度としている。たとえ鄭州商城の

(22), (23), (24), (25) 于洪俊・寧越敏『城市地理概論』P. 16, P. 11, P. 79, P. 24, 安徽科学技術出版社 1983 年。

(26) 傅築夫「關於殷人不常其邑的一個經濟解釋」、『文史雜誌』第 4 卷第 5-6 号、1944 年。

のような規模が 280 万m²にも達する城跡が確認されているものも、「専門的な手工業が存在するとは限らず、その上、店舗と市場がない」という理由で本当の都市として認めない。それに城の内外にある手工業の作業場はただ権力者のためのもので、商業的意味を持たないという。⁽²⁸⁾ 考えれば、経済的要素を都市出現と繁栄の基礎とするのはもちろんのことだが、それを唯一の尺度として商工業市場の有無だけを都市の判断基準とするのは、やはり無理があるようである。前出の鄭州商城及び広く知られている殷墟についても、もしもただ市場と商工業がないことから都市として認めないならば、それは決して客観的とは言えないと思われる。逆に、例えば古来手工業採鉱地があり、そこは集落の機能が単一だが、小さな商店などの簡易（商業的）サービス業も若干存在する。しかしこれを都市と称することは恐らく適当ではないだろう。それはむしろ、後述する「準都市集落」にあたると思われる。⁽²⁹⁾

⑥ 都市と村落の間に、明白な境界線を探し出すのは実に困難であるため、両者の間で更にもう一つの過渡的集落のタイプをつくろうという三分法の理論が生まれた。ドイツの地理学者シュワツ（C. Schwarz）による「準都市集落」（Teiweise Stadt-Aehnliche Siedlung, 英訳 City-like Settlement）という概念であり、それは、意味が豊かで、適応範囲が広いと思われる。このほかに、「中心地理論」（Central Place Theory）があり、ドイツ人クリスターラー（W. Christaller）が前世紀の三十年代に提唱したものである。この理論によれば、すべての都市・町が「周地」と呼ばれるサービス地域を持ち、また都市・町が地域の中央に位

(27) 河南省文化局文物第一隊「鄭州商代遺址的發掘」,『考古學報』1957年1期,
河南省博物館等「鄭州商代城址試掘簡報」,『文物』1977年1期。

(28) 鄭昌淦『關於中国古代城市興起和發展的概況』,『教學與研究』1962年2期。

(29) 準都市集落については次の論文を参照。

拙稿「關於“都市”（城市）概念的地理學定義考察」,『歷史地理』第10輯,上海人民出版社
1992年,

拙稿「略論似城聚落」,『地理科學』第12卷1期,科学出版社1992年,

拙稿「準都市集落についての検討」,『經濟理論』331号（筒井教授退任記念特集号）,和歌山
大学經濟学会,2006年5月。

置するため、「中心地」と称され、「中心地機能」を有する。この中心地理論は広く受け入れられており、高く評価されている。しかし中心地機能と中心地理論に対する理解と解釈はさまざまであり、「中心地」にはその機能を体现する「中央区」（主に商業の集中区域を指す）が必ず存在するという説もある。⁽³⁰⁾

⑦ 都市の概念に関して、特に起源期の都市の基準については、系統的な理論がまたある。チャイルド（Gordon Childe）の十ヶ条の基準が有名である。

1. 密集する人口,
2. 職業と分業の多様化,
3. 財産の王室への集中,
4. 大規模な公衆建築,
5. 多くの社会的階層,
6. 文字の使用,
7. 科学の発展,
8. 専門の芸術家の存在と都市間芸術の相違の存在,
9. 長距離間の貿易,
10. 居住地によって分けられる市民集団。⁽³¹⁾

この十ヶ条の基準は具体的であるというものの、適応性が低いと言わざるをえない。張光直氏はそれを「実は古代社会が進化、発展する過程において生産活動に従事する人口の分化を指す」と、簡略化することができるという。要するに、チャイルドが強調するのは人口（職業）の構成である。⁽³²⁾

それ以外に、ウェーバー（Max Weber）も都市としての五つの特徴を指摘した。それは

- 1, 安定性,
- 2, 市場都市,

(30) 沙学殖『城市与似城聚落』P. 2, P. 33-34, 国立編譯館（台北）1974年。

(31) Gordon. Childe,「The urban revolution」,The Town Planning Review, vol. XXI,no. 1,1950.

(32) 張光直「關於中国初期“城市”這個概念」,『文物』1985年2期。

- 3, 政府,
- 4, 関連性,
- 5, 公民の自治権,⁽³³⁾

という五つである。

チャイルドとウェーバーの理論（基準）は西洋的な発想で、一般的な適応性が問われ、再考の余地があると思われる。

⑧ また、都市の起源について、「社会的機能、行為者、社会組織という三者の分化」に原因があると、アダムス（R. Adams）⁽³⁴⁾が強調するが、それも抽象的で、適応性が問われる。

ウィートリー（Pall Wheatley）は地理学の角度から初期都市を扱った。都市の起源についてはどこにおいても、無視できないのが「儀礼中心地」という役割であると、彼はいう。彼はまた「地理的特徴のある都市概念」を提唱し、都市が地域的空間関係を基礎とする社会組織を造る手段であるという。この理論は説得力があるが、純理論的で、実用的ではないと思われる。

上述のように、「都市」という言葉は、広く使われてはいるものの、その概念の中身は必ずしも明白ではない。行政や研究者などやそれぞれ自分の都合にあわせて、異なる角度からそれに異なる内容を与え、運用される基準も違うようである。筆者の知る限り、上述の諸基準のほかに、また次ぎのようなものがある。例えば宗教活動によって発展してきた宗教の中心地（聖地）、大規模な宗教用の建築物なども、都市の起源問題を考える上で、よく基準の一つとされる。その他に、田園式ではなく公共式の労働、労働分業において現れた階級の分化、貿易の発達、手工業の専門化、中心地機能の有無などもそれである。

都市の判断基準を定めることが難しいためか、一部の専門書及び専門辞書は、この概念にまったく触れないか、あるいははっきりとした解説を避けるのが事実である。例えば筆者の手元にある二冊の日本で出版されている辞書に、都市

(33), (34), (35) 唐曉峰「『四方之極』一書の簡介」、『中国史研究動態』1984年2期。

化、都市計画、都市機能、都市国家などの条目はあるが、都市という条目が欠けている。⁽³⁶⁾

二、語義的検討

次ぎは、都市という概念について、簡単な語義的検討及び実例の検討をしてみたい。

中国では、「都市（城市）」とは「城」と「市」からなるものである。後漢の許慎の『説文解字』は「城以盛民也（城は民を入れるものだ）」と言う。これは恐らく「城」の本来の意味であろう。それは人が集まって住む場所を指し、防御という意味合いがあまりない。「市」に関しては、『易』繫辭下は次のように述べる。

「日中為市，致天下之民，詔天下之貨，交易而退，各得其所」。（「正午に市となり，天下の民を来させ，天下の貨を集め。交易が終われば退き，それぞれ得たいものを得た。」）

これはたぶん「市」に関する最初の解説である。

「城」と「市」の連用は、早くも南朝に成立した『後漢書』から始まった。南朝・宋の範曄の『後漢書』廖扶伝に次ぎの記載がある。

「扶絶志世外，常居先人塚側，未曾入城市。」（「廖扶が浮世を離れようと、常に先人の墓のそばに居住し、城市には入ろうとしない。」）

後代も時には「城市」とそのまま使う。南朝・宋の謝靈運の詩に、「範蠡出江湖，梅福入城市」（「范蠡が江湖を引退し、梅福が城市に入る」）とある。唐の杜甫の詩「早起」に「童仆來城市，瓶中得酒還」（「童僕が城市に来て、酒で瓶をいつ

(36) 古今書院 1951 年版『人文地理事典』、朝倉書店 1997 年版『人文地理学辞典』。

ぱいにして帰る。」) とある。

「都」に至っては、『説文解字』には二つの解釈がある。その一つは

「有先君之旧宗廟曰都」(「先君の祖廟がある場所は都と称する」)

とあり、もう一つは

「周礼、距国五百里為都」(「周の礼によれば、五百里ごとに都がある」)

と解釈している。これは周代の行政区画の一種であると言われている。

『周礼』地官・小司徒にも、それに近い説がある。

「四丘為甸，四甸為縣，四縣為都。」(「四丘が甸となり、四甸が県となり、四県が都となる。」)

三国・魏の張揖『廣雅』釈地では、夏の時代にも同じ制度があったという。

「五里為邑，十邑為都，十都為師。」(「五里が邑となり、十邑が都となり、十都が師となる。」)

上記の「都」についての解釈は、行政区説は信用し難いが、祖廟説は前出の「礼儀の中心地」の脚注となるかもしれない。また、後世の「首都」という言葉もこれを語源とすると思われる。

春秋時代の左丘明(?)の『左伝』隱公元年には次の記載がある。

「先王之制，大都不過參國之一，中五之一，小九之一。」(「先王の制度で、大きい都市が国都の三分の一を超えてはならない。中等の都市が国都の五分

の一を超えてはならない。小さい都市が国都の九分の一を超えてはならない。」)

ここでは、「都」とは大規模な集落（都市）を指す。

「都」、「市」の連用は、後漢の班固の『漢書』食貨志にすでにあった。

「商賈大者積貯倍息，小者坐列販売，操其奇贏，日遊都市。」（「商人の中、大きい者は物を蓄えて倍の利益を得、小さい者は店を構えて商売し、（どちらも）儲かった大金をもって、都市で遊びまわる。」）

南朝・梁の任昉の『述異記』には次の記載がある。

「懷帝遣人觀市，珠玉金銀闐委市中，而無粟麥。袁弘表云，田畝由是丘墟，都市化為珠玉。」（「懷帝が人を市へ見に行かせ、（そこには）珠宝や金銀が満ち溢れるが粟や麦はない。袁弘が上書して、田んぼがこれで廃棄され、都市がこれで珠宝と化したという。」）

これらの用例から分かるように、中国の歴史上、「都市」と「城市」とは意味がほぼ同じで、要点は二つある。それは即ち人口の集中と商業の繁栄である。中国の近代の書物に目を通せば分かるように、20世紀の前半までに、「都市」という言葉は広く使われていた。はっきりした原因が分からぬが、中国ではなぜか「都市」という言葉は次第に「城市」に取って代わられた。

西洋では、英文の city はラテン語の civitas（都市）を語源とし、civitas はまた civie（市民）の一語と淵源関係があり、civie は civilization（文明）ともまた関連している。⁽³⁷⁾明らかに西洋では、都市は文明、文化、市民などの概念と関係があり、抽象的に言えば、それは文明が盛んで、人が集まって居住する場所であるという。

(37) 1982年5-6月にカナダコロンビア大学セメンス（塞明思）教授が北京大学で行った講演の記録による。

このように、洋の東西を問わず、都市という言葉には、語源上の共通点があるとわかる。それは即ち集中する人口を基礎とすることである。中国では商工業が強調されるのと対照的に、西洋の方では文化、文明、政治（市民）の面が強調されるのである。

（三）定義及び実例検討

一、定義のまとめ

見てきたように、集中する一定数の人口が都市として、最も基本的な要素であると分かる。その人口の従事する職業は、工業、商業、サービス業及びその他の職業をはじめとする非季節的な産業でなければならない。というのは、農業や牧畜業などの季節的産業は土地に制限され、これを主要産業とする集落の収容できる人口がかなり限られているからである。圧倒的多数の住民が非季節的な職業に従事することこそ、はじめてより多くの人口が集まることができ、集落もはじめて都市と称することができるのである。

一方、準都市集落（City-like Settlement）と村落との違いも、住民が主に非季節的産業に従事するという点にあるが、都市との違いはどこにあるのだろうか。前にも言及したが、最大の差異は集落機能の單一性である。特に非季節的単一機能は最も代表的で、せいぜい二種類の機能で限界となる。また同時に、同じ場所にその他の季節的産業、例えば農業が併存する可能性もある。問題は、非季節的単一機能を持つ二つの集落（二つの準都市集落）が一体化となれば、その性質がどう変わるかである。例えばある文教集落の周辺に、鉱産業の発展のために人々が集まってきたとする。この時、二種類の非季節的機能を一身にした集落はもちろん単一な準都市集落ではなくなり、これから形成されるだろう新しい機能はさておいて、二種類の非季節的機能を持った集落は、地理学の角度から考えれば、都市と称することがはたしてできるのだろうか。さらに、二つの準都市集落（二つの機能）が一体化となれば、もともと考慮に入れなくともよかつた簡単なサービス業までもが同時に一体化されるので、この種の一体化は完全

な意味での中心地機能にまで拡大することができるのだろうか。結論から言うと、この集落は三種類以上の非季節的機能を持つようになったことが確認できれば、紛れもなく都市だと言えよう。要するに、準都市集落と都市との間の境界線は、二種類の非季節性的機能が如何に判断されるかにある。さらに、新たに形成される機能を考慮せず、ただ（あるいは全部で）二種類の非季節的機能をもつ集落は、その中の一つの機能が中心地機能であれば、つまり、この機能は単に本集落のために存在するのではなく、機能提供の「周地」まで持つのであれば、この集落も都市として認めることができるのではないかと考えられる。（準都市集落については、筆者が詳しく検討したことがある）。

かくして、筆者自認の、地理学的意義を持つ「都市」という概念の理論的定義が形成されると思う。基本要素は人口で、ほかに検討の要点となるのは集落機能である。よって、「都市」という概念について、次のように表現したい。

都市とは、非季節的に定住する人口が住民の圧倒的多数を占め、二種類以上の非季節的機能を持ち、またそのうちの一つは中心地機能である、人間の集落である。

これについて、もう少し補足する。準都市集落だけのみならず、本当の都市も、そうであるようにその住民の一部が農業あるいはその他の季節的産業の人口であり、都市部にも若干の農地があることはありうるとはいえ、農業あるいはその他の季節的産業の人口及び耕地の面積は、あくまで都市全体の人口と面積の少ない部分しか占めないと強調したい。中国戦国時代の齊国の都である臨淄は、その一例である。⁽³⁹⁾

明確に都市という概念の定義を表現することは難しいのが実情である。この概念は多分、もともとはつきりと表現できる概念ではないかもしれない。自然

(38) 同注29。

(39) 山東省文物管理處「山東臨淄齊国故城試掘簡報」、『考古』1961年6期。

科学のある種の極限と同じように、研究者は絶えずこの極限に近づこうとするが、到達することは到底難しい。地理学における準都市集落という概念の出現が、まさに極限に向かって踏み出した一步である。上述の都市の定義が理想的で、広く受け入れられる定義だと筆者はあえて思っていない。それはただ、比較的に事実に近づいて、実用的な意義を持つ一つの判断方法として、研究に応用できると思っている。

二、実例分析

では、上述の定義を用いて、三つの実際の例を見てみよう。

① 河南省登封県告成鎮にある王城岡遺跡は、面積が1万m²未満の「龍山文化末期」の遺跡であり、周りに400メートル弱の土つきの城壁があり、C¹⁴の測定によれば、今から4,000年前のものだと分かる。⁽⁴⁰⁾ここは伝説の夏の時代の禹の都の陽城であると伝えられている。これを中国最初の都市の例とする学者がいる。この遺跡は城壁で囲まれる点で同時代のほかの遺跡と異なるが、これ以外は、遺跡、遺物に反映される文化様相が、同時代のほかの遺跡と全く同じで、この集落の住民が農業生産を主とする定住生活をしていたことが分かる。その上、遺跡の規模は小さく、定住できる人口が城外にもいたかもしれない人数を入れても、かなり限られていた。このような集落は、最終的に禹の都の陽城、あるいは夏代の、他の帝王の都であると証明されたとしても、ここは都市ではなく準都市集落であるとしか言えないと思われる。というのはその非季節的機能が単一的（行政機能だけ）だからである。これは城壁があるが、都市ではない例である。また、行政の中心地であり、国家が既に誕生している（いざれも禹の都の陽城として確認されたのを前提とする）にも関わらず、都市ではない例もある。

② 宋の孫応時の『琴川志』には、蘇州常熟県の長江に臨む要地について、次ぎの記載がある。

(40) 河南省文物研究所等「登封王城岡遺址の發掘」、『文物』1983年3期。

「吳越錢氏時，遣二將梅也忠李開山戍此，以防江北唐兵。居民依軍成市。」
（「吳越の錢氏朝のとき，二人の將軍の梅也忠と李開山を派遣し，ここに駐屯させ，江北の唐兵を防がせた。住民が軍にあわせて市場をなす。」）

ここではまず準都市集落（軍事集落）が出来上がって，それから一種の非季節性的機能つまり商業機能が新たに生まれる（「依軍成市」）。集落はこれで二種類の非季節的機能を持つようになった。新たに生まれた商業機能は現地に駐屯している軍人を対象とすることに止まらず，おそらく周辺地域にもサービスを提供するだろうと思われる。そうすると，中心地機能を持つことになるため，地理学の意味での都市として認められるだろう。

③ 清の董誥等編修の『全唐文』に彭州唐昌県にある「建徳草市」について次ぎのような記載がある。

「人既繁会，俗已豐饒，又置一鎮，抽武士三十人而御之，亦立廨署，早暮巡警。」
（「人が集まり，町が繁栄にたつた。そこで，「鎮」を設立することになった。武士三十人を派遣してそこを管轄させ，官署も置き，定時に巡察させる。」）

これは「草市（市場）」から都市にまで発展し，そして行政の承認を得る典型的な例である。行政の承認が得られる前は，この集落はまだ準都市集落（商業集落）としか見なすことがでなかつた。「又置一鎮……亦立廨署」（「鎮を設立し，……官署も置く」）ともなれば，この集落は少なくとも商業と行政の二種類の非季節性的機能を持つようになる。元々繁栄な町のため，中心地機能もあることによって，地理学的意義での都市になったといえよう。

（四）結語

都市の定義問題は，一つ複雑な理論問題である。筆者の検討は，歴史上における都市及びその起源についての研究を踏まえたものである。検討の過程において

て、関係する研究著作がたくさんあるにもかかわらず、最も基本的な概念の定義についてはかなり混乱していると感じ、特に「定義」について、ある種の限定が必要だと思うに至った。これは避けることのできない問題であり、ひいては普遍的意義を持つ地理学の概念についての「限定」であろう。前にも述べたように、問題をこれで解決したと筆者は決して思っておらず、ただこの概念の核心に一歩近づいたに過ぎないと考えるのである。